

キャリアアップ助成金 2025

令和 7 年度予算の成立により、2025 年度の中小企業・小規模事業者を対象とした補助金・助成金の予算が決定しましたが、その中から、「キャリアアップ助成金」についてご案内します。「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者等の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成金です。

正社員化コース

現行	改正後
【助成額】 有期⇒正規 80 万円 無期⇒正規 40 万円 【加算措置・加算額】 ●派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 28.5 万円 ●母子家庭の母等又は父子家庭の父 9.5 万円（有期⇒正規の場合） ●人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換 9.5 万円（一部 11 万円）（有期⇒正規の場合）等	【助成額】 ○重点支援対象者 有期⇒正規 80 万円 無期⇒正規 40 万円 ○重点支援対象者以外 有期⇒正規 40 万円 無期⇒正規 20 万円 ※重点支援対象者とは a: 雇入れから 3 年以上の有期雇用労働者 b: 雇入れから 3 年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ① 過去 5 年間に正規雇用労働者であった期間が 1 年以下 ② 過去 1 年間に正規雇用労働者として雇用されていない c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者 ※新規学卒者については、雇入れられた日から起算して 1 年未満のものについては、支給対象者から除外

・キャリアアップ計画書の簡素化

キャリアアップ計画書については、各コースの取り組み実施日の前日までに管轄の労働局長に提出し、認定を受ける必要がありましたが、届け出のみでよいこととなりました。

歯科会計®

両立支援等助成金 2025

表面に続き、2025 年度の助成金として「両立支援等助成金」についてご案内します。「両立支援等助成金」は仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのための取組を実施した事業主に対する助成金です。

	コース名	要件	支給額
1	出生時両立支援コース	対象労働者が子の出生後、8 週以内に育休開始	1 人目 20万円 2・3人目 10万円
		育休取得率が30%以上UP & 50%達成 等	60万円
2	介護離職防止支援コース	対象労働者が介護休業を取得 & 職場復帰	40万円
		制度を 1 つ導入 & 対象労働者が当該制度を利用	20万円
		制度を 2 つ以上導入 & 対象労働者が当該制度を 1 つ以上利用	25万円
		介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	20万円
		介護休業取得者の業務代替者に手当を支給	5万円
		介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	3万円
3	育児休業等支援コース	労働者と面談を実施し、育休復帰支援プランを作成・実施	育休取得時30万円
		復帰後6か月以上継続雇用他	職場復帰時30万円
4	育休中等業務代替支援コース	育児休業取得者の業務代替者に手当を支給	最大140万円
		短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	最大128万円
		育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	最大67.5万円
5	柔軟な働き方選択制度等支援コース	フレックス制度、テレワーク等柔軟な働き方制度等5つの中から2つ以上導入して対象者が制度利用	制度2つ導入20万円 3つ以上導入25万円
6	不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース	不妊治療のための両立支援制度を5日（回）利用	30万円
		月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用	30万円
		更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用	30万円

資産承継

債務控除及び葬儀費用

前回は相続税の課税対象となる財産についてまとめましたが、今回は相続財産からマイナスできる債務控除及び葬儀費用についてまとめます。控除対象になるものとならないものがありますので注意が必要です。

<債務控除の対象となるもの>

項目	内容	必要書類
金融機関等からの借入金	銀行その他からの借入残額がある場合	借入残高証明書及び返済予定表
未納租税公課等	相続開始前に発生した費用で、本来は被相続人が払うべきもので、相続開始後に支払われたもの	住民税、固定資産税、事業税、国民年金、国民健康保険料、介護保険料等の納税通知書や領収書
その他の債務	同上 本来は被相続人が払うべきもので、相続開始後に支払われたもの	医療費、公共料金等の請求書、領収書等

<債務控除の対象とならないもの>

- ・保証債務は将来その履行義務の発生が不確実なため、原則は対象外
- ・団体信用保険付き住宅ローンは、死亡保険金はその債務に補填されるため対象外
- ・非課税財産に該当する墓地や仏壇を生前に購入した場合の未払代金
- ・相続開始以降にかかる相続財産の維持管理費用、相続税申告報酬、遺言執行費用などは相続人が負担すべきものなので対象外

<相続財産から控除できる葬儀費用>

- ・通夜、告別式のために葬儀会社へ支払った費用（関連する料理代も含む）
- ・遺体の搜索、遺体の運搬にかかった費用
- ・火葬料、埋葬料、納骨料（墓石への彫刻料や納骨式時のお布施・食事代は除く）
- ・お布施、読経料、後膳料、戒名料（領収書がない場合はメモ書きを）
- ・葬儀のお手伝いさん等への心づけ（2000円～5000円が相場）

<相続財産から控除できない葬儀費用>

- ・香典返し費用（葬儀参列者への当日の会葬御礼費用は、後日別途香典返しを行う場合のみ対象）
- ・初七日及び以後の法事に関する費用
- ・墓地、墓石、位牌、仏壇の購入費用・借入料
- ・生花は喪主負担分以外は控除対象外